

令和4年度9月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

健康づくり推進部 健康増進課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和4年8月31日まで
監査実施期間 令和4年9月7日から令和4年9月27日まで

7 本監査の期日

令和4年9月27日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<指摘事項>

龍ヶ崎済生会病院並びに東京医科大学茨城医療センターへの運営費補助金について、事業完了を待たずに補助金が交付されていた。事業完了前に補助金の交付を行う場合には、当該理由を明確にし、適正に決裁を受けることが必要である。

<課題点等>

契約事務関係において、契約事務及び補助金関係書類の一部不備、完了検査結果通知書の送付もれなどが見られた。

2 その他の事務の執行

旅行命令簿において命令、復命事項及び決裁日の漏れが一部見られた。

3 意見

健康増進課においては、老若男女問わず、市民の健康増進を図るため検診や健康相談、予防接種等、幅広い事業とそれに伴う多くの業務に日々励んでいる。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応もあり、業務の質量ともに大変な状況である中、市民の健康維持事業を継続して行えていることを評価したい。

しかしながら、事務等の執行において上記のとおり課題があったことから、日常的な点検及び適時の指導が望まれる。課内で課題を十分に検討し改善に努められたい。